

資料編

1. 策定経過
2. 環境審議会答申
3. 市民参加
 - 1) かわごえ環境ネットからの提言等
 - 2) パブリックコメント
4. 川越市良好な環境の保全に関する基本条例
5. 用語解説

1 策定経過

1) 庁内策定体制

川越市環境推進会議

委員長	助役
委員	教育長
委員	市長室長
委員	総務部長
委員	財政部長
委員	市民部長
委員	保健福祉部長
委員	環境部長
委員	経済部長
委員	まちづくり部長
委員	建設部長
委員	上下水道局経営管理部長
委員	上下水道局事業推進部長
委員	教育委員会生涯学習部長
委員	教育委員会学校教育部長
委員	農業委員会事務局長
委員	消防局長

同幹事会

幹事長	環境部長
副幹事長	環境政策課長
幹事	秘書課長
幹事	政策企画課長
幹事	行政管理課長
幹事	総務課長
幹事	財政課長
幹事	管財課長
幹事	市民活動支援課長
幹事	保健福祉推進課長
幹事	保健総務課長
幹事	環境保全課長
幹事	産業廃棄物指導課長
幹事	環境業務課長
幹事	新清掃センター建設事務所長
幹事	商工振興課長
幹事	農政課長
幹事	まちづくり計画課長
幹事	総合交通政策課長
幹事	公園整備課長
幹事	建設管理課長
幹事	経営総務課長

調査研究会 環境基本計画部会

会員	政策企画課
会員	総務課
会員	管財課
会員	市民活動支援課
会員	環境保全課
会員	産業廃棄物指導課

会員	環境業務課
会員	新清掃センター建設事務所
会員	まちづくり計画課
会員	総合交通政策課
会員	公園整備課
会員	経営総務課

2) 策定に係る会議等の開催

環境審議会

平成 17 年度 1 回、平成 18 年度 5 回

環境推進会議

平成 17 年度 1 回、平成 18 年度 2 回

環境推進会議幹事会

平成 17 年度 1 回、平成 18 年度 1 回

調査研究会 環境基本計画部会活動

平成 17 年度 16 回（単独部会 3 回、合同部会 1 回、個別打ち合わせ 12 回）

平成 18 年度 10 回（全て個別打ち合わせ）

かわごえ環境ネット勉強会

平成 17 年度 8 回

2 環境審議会答申

1) 答申

川環審発 第 10 号

平成 18 年 10 月 19 日

川越市長 舟橋 功 一 様

川越市環境審議会

会長 栗原 博 司

川越市の環境行政のあり方について（答申）

平成 17 年 10 月 14 日川環政発第 857 号をもって諮問のあった「川越市の環境行政のあり方について」のうち「（仮称）第二次川越市環境基本計画について」に関して、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

(仮称)第二次川越市環境基本計画について(答申)

はじめに

本市は、平成10年3月に川越市環境基本計画を策定し、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図ってきた。

本計画が策定されてから今日までの間に、地球温暖化や廃棄物の問題などの環境問題は多様化、深刻化してきた。これらの解決に向けた世界の動きとしては、平成17年2月に「京都議定書」が発効されるなど、様々な国際的な取組が進められている。

国においては、平成18年4月に、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の総合的な向上を目指した「第三次環境基本計画」を策定したところである。

このような中、本市では、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」が制定され、これに基づき現在「第二次川越市環境基本計画」の策定を進めようとしているところである。

当審議会では、平成17年10月14日、第36回川越市環境審議会において、市長より「川越市の環境行政のあり方について」の諮問を受け、「(仮称)川越の良好な環境を保全する基本を定める条例の基本的な考え方」の議論に引き続き、「(仮称)第二次川越市環境基本計画」について、延べ4回にわたり慎重に審議を重ねてきた。ここに審議の結果を次のとおりまとめたので、この答申の趣旨と国内外の動向を踏まえ、また「第三次川越市総合計画(平成18年3月策定)」との整合を図りながら「第二次川越市環境基本計画」を策定し、本市の環境行政をさらに推進されたい。

1. 共通事項

(役割と責務について)

- ・市、市民、事業者、民間団体及び滞在者がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していく旨を明記すること。

(市民意見の反映について)

- ・パブリックコメント等の市民意見を十分取り入れた計画とすること。

(計画の表現について)

- ・文章表現については、市民にわかりやすい表現とすること。

2. 環境指標・目標値について

- ・環境指標は、現状の環境問題を考慮し、適切なものを掲げ、その達成状況がわかるようにできる限り具体的な目標値を設定すること。

3. 施策の内容について

(重点施策について)

- ・ 施策については、その重要度により優先的に実施すべき施策として、重点施策を掲げること。

(地球温暖化対策の推進)

- ・ 高効率機器の導入等による省エネルギー対策や新エネルギーの導入施策などの地球温暖化対策を推進していくこと。
- ・ 二酸化炭素の吸収源及びヒートアイランド現象の緩和として、自然環境の保全を推進していくこと。

(資源循環型地域社会の形成)

- ・ 4R推進のため、ごみ有料化の検討やごみの分別徹底等を図っていくこと。

(環境と経済の好循環について)

- ・ 環境と経済の好循環を目指すため、環境的側面ばかりでなく、経済的側面についても考慮していくこと。

(人と環境にやさしい交通体系の確立)

- ・ パークアンドライドシステム等の交通政策の充実や低公害車の導入促進により、大気環境の保全及びエネルギーの消費抑制を図っていくこと。

(化学物質の拡散防止)

- ・ 化学物質の拡散防止のため、リスクコミュニケーション等により、事業者の自主的な環境配慮行動を促進すること。

(身近な水辺環境の保全)

- ・ 身近な水辺環境の保全について、規制的施策ばかりでなく、都市のうるおいの観点も含めてさらに施策を充実させていくこと。

(湧水の復活)

- ・ 湧水環境の保全のため、雨水の地下浸透などをさらに進めるための支援策について検討すること。

(武蔵野の面影を残す自然的環境の保全)

- ・ 武蔵野の面影を残す雑木林等を保全するために、法律及び条例等により保全地区の指定及び環境保全型農業の普及等を今後ともさらに促進していくこと。

(身近な生き物の生息環境の保全・創造)

- ・ 生き物と生息空間(水・緑)が身近にイメージできる施策を推進していくこと。

(歴史的文化的遺産の継承)

- ・ 川越を特徴づける歴史や文化を大切に守り、次の世代へ引き継いでいくこと。

(都市のうるおいの創造)

・都市のうるおいを創造するため、都市景観の形成及び豊かな緑地の保全と緑化を推進していくこと。

(環境教育・学習の推進)

・環境教育・学習については、学校や地域の中で、様々な人材を活用しながら積極的に推進していくこと。

(協働のしくみづくり・人づくり)

・市、市民、事業者及び民間団体が協働するためのしくみづくりや広域連携の推進により、環境保全に関する施策を展開していくこと。

4. 計画の推進について

(推進体制について)

・ISO14001等を活用し、庁内の横断的な推進体制の充実を図り、今後とも進行管理を適切に実施していくこと。

(他の計画との整合について)

・第三次川越市総合計画と整合を図り、他の個別計画と環境の保全に関して基本的方向を合わせていくこと。

(市民や事業者の行動計画について)

・市民、事業者及び民間団体が自主的かつ積極的に環境基本計画を推進していくための行動計画については、市民等との協働により策定していくこと。

5. その他

(環境の保全に関する個別条例の制定等について)

・必要に応じて、環境の保全に関する個別条例の制定又は個別計画等を策定すること。

(環境基本計画の見直しについて)

・必要に応じて、環境指標・目標値等について見直しを検討すること。

(財政的措置について)

・環境保全に関する施策について、財政的措置を確保すること。

2) 審議経過

日 程		会議等
平成 5 年 11 月		環境基本法 施行
平成 6 年 8 月		川越市環境審議会設置（平成 6 年 6 月 24 日条例第 18 号）
平成 10 年 3 月		川越市環境基本計画策定
平成 17 年度	10 月 14 日	市長から川越市環境審議会へ諮問 「川越市の環境行政のあり方について」
平成 18 年度	5 月 23 日	第 41 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	6 月 30 日	第 42 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	7 月 10 日～8 月 9 日	第二次川越市環境基本計画（素案）に関する意見募集 ・5 名から 28 件の意見
	7 月 28 日	第 43 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	10 月 3 日	第 44 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	10 月 19 日	川越市環境審議会から市長へ答申 答申「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	2 月 15 日	第 45 回川越市環境審議会 報告「第二次川越市環境基本計画（原案）について」 審議「会長・副会長の選出について」

3) 環境審議会委員名簿

第6期(平成16年11月1日～平成18年10月31日)

会長 栗原 博司

副会長 永田 康子

種別	氏名	備考
1号委員： 関係団体の代表者	おおくぼ としぞう 大久保 敏三	川越商工会議所
	おざわ とくじろう 小澤 徳二郎	かわごえ環境推進員協議会(～平成18年5月13日)
	おの ひろし 小野 浩	かわごえ環境推進員協議会(平成18年5月14日～)
	おはら こうじ 小原 康史	川越市医師会
	くりはら ひろし 栗原 博司	川越市自治会連合会
	たかぎ かつひろ 高木 克弘	川越環境保全連絡協議会(～平成17年7月5日)
	あらい つとむ 新井 勉	川越環境保全連絡協議会(平成17年7月6日～)
2号委員： 学識経験者	あらい きんさく 新井 金作	市議会議員(～平成17年10月2日)
	いいた ましお 飯田 芳男	成蹊大学名誉教授
	うしくぼ たきお 牛窪 多喜男	市議会議員
	えだ としお 江田 俊雄	市議会議員
	おぎくぼ いちろう 荻窪 一郎	市議会議員(平成17年10月3日～)
	おのざわ やすひろ 小野澤 康弘	市議会議員(平成17年10月3日～)
	かさほら けいち 笠原 啓一	(財)埼玉県生態系保護協会 川越・坂戸・鶴ヶ島支部
	かわぐち ともこ 川口 知子	市議会議員
	かんだ ひさお 神田 寿雄	市議会議員(～平成17年10月2日)
	こせ ひろゆき 小瀬 博之	東洋大学工学部助教授
	しらishi こういち 白石 功一	川越市農業委員会(～平成18年2月7日)
	ふかわ またしち 府川 又七	川越市農業委員会(平成18年2月8日～)
	たかはし つよし 高橋 剛	市議会議員
	なかほら ひでひさ 中原 秀久	市議会議員
	ながた やすこ 永田 康子	消費生活コンサルタント
	にしむら ただひろ 西村 匡弘	東京電力(株)川越支社
	はしむら あきのり 橋村 昭紀	弁護士
はまくち けいこ 濱口 恵子	十文字学園女子大学教授	
3号委員： 関係行政機関の職員	にしざき いづみ 西崎 泉	埼玉県川越農林振興センター(～平成18年3月31日)
	なかざわ まさのり 中澤 正至	埼玉県川越農林振興センター
	ほしの つよし 星野 剛	埼玉県西部環境管理事務所(～平成18年3月31日)
	たにくち みちろう 谷口 通朗	埼玉県西部環境管理事務所

(各号委員ごとに50音順、敬称略)

3 市民参加

1) かわごえ環境ネットからの提言等

川越市環境基本計画の見直しに関する勉強会および検討会 最終報告書

2006年4月27日
かわごえ環境ネット

はじめに

かわごえ環境ネットでは、(仮称)川越市環境基本条例の制定に関する勉強会・検討会の終了を受け、2005年11月から2006年3月にかけて、川越市環境基本計画の見直しに関する勉強会・検討会を8回にわたり開催し、21名のメンバーで審議してきた。その結果を、「第二次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言」「かわごえ環境ネットの活動推進に向けての今後の課題」「『(仮称)かわごえアジェンダ21』の策定に向けての課題」の3つの項目について以下の通りまとめた。

第二次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言

1 協働による施策の推進にあたってのしくみづくり

公共における行政の対応領域を見直し、市民・事業者・民間団体との協働と役割の委譲を進めること。

市民・事業者・民間団体の公共サービスへの取り組みが円滑に行えるよう、例規や資金的な援助、報奨制度を整理、整備すること。

施策の策定前の段階から施策後の評価まで、市民・事業者・民間団体の意見を反映させるための手続き方法の確立と、条例の制定による法的な整備を行うこと。

川越市における環境政策の周知と意見の収集を行うため、市民・事業者・民間団体との直接対話の機会をつくること。

環境基本計画を平易な記述にするとともに、全市民に内容の積極的な周知を図ること。

2 行政機構の整備

環境配慮を前提とした施策を、環境部が所管する分野だけでなく、あらゆる分野においてさらに推進するため、分野横断的な施策が円滑に行えるトップダウンの組織体制を整備すること。

現在、行政が市民参加の主体と位置づけている、地域別である自治会及び自治会を主体とした連絡組織に加えて、かわごえ環境ネットのような専門分野別組織の活用を積極的に図ること。

3 「環境に配慮した行動」について

現行の『川越市環境基本計画』の第6章「環境に配慮した行動」は、『第二次川越市環境基本計画』においては、市民・事業者・民間団体・行政の各主体、または各主体がいっしょになって川越市の環境をよくするために取り組む行動の指針としてまとめるべきである。

上記を『(仮称)かわごえアジェンダ21』と位置づけ、市民・事業者・民間団体・行政の賛同を得て、川越市環境基本計画の協働による推進組織であるかわごえ環境ネッ

トが検討のための組織を作って内容を検討したい。また、第7章「進行管理」のかわごえ環境ネットの位置づけについても、かわごえ環境ネットで検討したい。

その際、(仮称)かわごえアジェンダ21を川越市環境基本計画に取り込むか、別冊化するか検討を行っていただきたい。

『(仮称)かわごえアジェンダ21』の検討にあたっては、第1章の「基本的考え方」から第5章「施策内容」までの内容との連動を図る必要があることから、行政による施策の十分な情報提供を求める。

4 川越市環境基本計画の進捗管理に関して検討すべき事項

見直しにあたって、目標値の妥当性を検証する必要がある。また、目的の達成には質的な検討も重要なことから、これの評価方法を検討する必要がある。

行政の施策の進行管理における、市民・事業者・民間団体との連携策を明確にすべきである。わかりやすい報告、対話による意見の収集、意見の反映についての説明責任を明確にする必要がある。

川越市環境基本計画の推進体制の中で位置づけられているかわごえ環境ネットの役割を明確にする必要がある。

かわごえ環境ネットの活動推進に向けての今後の課題

1 川越市環境基本計画を推進する組織としてのかわごえ環境ネットの立場

各主体の環境活動を支援するための情報整理やツールづくり、先進的な活動を行う

協働して行うべき重点プロジェクトを決めて、これらの企画、運営を行う

上記事項を達成するための広報活動を行う

市民・事業者・民間団体の立場から、行政の環境政策に対して計画段階からの提言と、施策の実施後の評価を行う

2 かわごえ環境ネットのめざすべき組織体制

自然環境部会、社会環境部会〔(仮)都市環境部会、(仮)市民生活部会〕、(仮)事業活動部会という各分野の協働によるプロジェクト活動と各主体の活動支援を行う専門分野別の推進組織

協働事業の企画、運営、渉外、広報活動を司る企画・広報委員会

上記の活動の調整を行うとともに、他団体との渉外の窓口となる決定機関としての理事会

3 会の持続的な活性化に向けた課題

広報活動の充実

川越市自治会連合会や川越環境保全連絡協議会などの連合組織との積極的な連携

活動プロジェクトの明確化と活動地区の絞り込み(すべてを全市的に取り組むのではなく、活動地区を限定したり分割したりする)

会員の活動への参加促進(参加しやすい企画の実行、全会員の各部会への担当割り振り)

新規会員の獲得(入会条件の緩和、主催事業における会員を前提とした参加費の設定、有用な情報の提供)

部会の充実（調査活動、情報収集、情報交換の拠点、会員の活動の場）

『（仮称）かわごえアジェンダ 21』の策定に向けての課題

1 （仮称）かわごえアジェンダ 21 の位置づけ

（仮称）かわごえアジェンダ 21 は、将来世代にわたり地球全体および川越市が持続的に発展していくためのビジョンを示すとともに、川越市における市民・民間団体・事業者・行政の各主体が、取り組むべき具体的プログラムを示すものである。

公共や行政の範囲を超えた、川越市における持続的発展計画の基本を定めるものであり、環境、福祉、教育に取り組むあらゆる主体の行動規範にもなるものである。

特に環境面においては、『川越市環境基本計画』の「目標年度」「対象とする環境の範囲」「望ましい環境像」「環境目標」「12 の目標（施策体系）」等を同一にし、「施策内容」との連動を図るものとする。

2 （仮称）かわごえアジェンダ 21 策定の前提となる社会的背景

少子高齢社会における人口減少社会の到来

公共への市民・事業者・民間団体の積極的な参画の必要性

環境への配慮（自然環境の保全・資源循環・省エネルギー）を前提とした豊かな人間生活の追求

市民や子どもたちの環境意識や環境行動をさらに高めていく必要性

事業者の環境に対する取り組みのさらなる充実

3 川越市で問題となる環境問題

環境負荷の提言目標と現状の乖離

ア）継続的なエネルギー需要の増大

イ）清掃センターの更新に伴う予想される廃棄物処理の方法と最終処分量の変化
まちの活性化対策における環境配慮の欠如

人間による開発行為の継続による自然的な土地利用の減少と人工的な土地利用の増加

ア）中心市街地におけるマンションの乱立と秩序のない景観

イ）中心市街地の観光客、買物客の集中による交通問題とポイ捨てごみ問題

自然環境の破壊

ア）循環型農業の衰退による雑木林など農地の自然環境の悪化や破壊

イ）市内に多くある河川や水路の改修とそれに伴う環境の変化

4 アジェンダ実施にあたっての配慮すべき事項

環境への負荷の低減

生態系の保護・保全・創出

多くの人の参加

震災、水害などの防災対策

事故を未然に防ぐ防犯対策

あらゆる人が差別なくアクセス、利用できるユニバーサルデザイン

法令の遵守

5 川越市として取り組むべき課題

環境優先型地域づくり【都市環境・自然環境】

人口減少社会における環境最優先のまちづくりの推進

A) 土地利用、建築、交通体系の見直し

環境最優先の方策の検討、環境配慮型建築・まちづくりの紹介や表彰、環境マップづくり

B) 人間中心の都市形成

歩行者優先の都市、良好な景観形成のためのルールづくり

良好な都市環境の創造に関する行動

A) 都市緑化の推進

屋上緑化・壁面緑化などの特殊空間緑化の推進、商店街や駅などへの樹木・草木の植栽

B) 交通に関する環境負荷の低減

公共交通・シャトルバス・レンタサイクルなどの連携利用による脱クルマ社会に向けた交通システムの構築

自然環境の保全に関する行動

A) 自然環境の保全と再生

生物生息空間の確保のための調査、保全活動

B) 農地の保全

雑木林の再生・保全に関する市民参加プログラムの充実、地産地消の推進、営農組織の育成

C) 健全な水循環の確保

雨水地下浸透、雨水利用の推進（シミュレーション、モデル事業）、水質浄化、河川等の維持管理活動（アダプトプログラム）

健康と持続可能性を重視するライフスタイル（LOHAS）の推進【市民生活】

地球温暖化防止活動の推進

A) 省資源、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減

資源使用調査、環境家計簿の推進

交通利用における環境配慮

A) 自動車利用における配慮

エコドライブの推進、乗り合いの推進

B) 公共交通の利用促進

バス・鉄道の利用促進、公共交通からのアクセスがよい場所でのイベントの開催

ごみの減量と資源化

A) 家庭ごみの削減

ごみ発生の抑制、分別の徹底、生ごみの資源化と再利用先の確保

B) 不法投棄・ポイ捨てごみ対策

学校教育、ボランティア推進（アダプトプログラム）、捨てづらい環境づくり（研究会、監視、啓発）、清掃の徹底

安全で健康な暮らしの維持

A) 食の安全対策

環境に配慮した農産物の普及促進（地産地消）、食育の推進、農産物・販売店の認定制度、安全性に対する情報提供

B) 排出物の環境への配慮

排気、排水、廃棄物における環境への負荷の低減についての調査、情報提供

環境配慮施策や事業の推進【事業活動】

環境に配慮した行政施策と執行

A) 市民・事業者・民間団体の公共への巻き込み

- 環境情報の積極的な開示、経済的助成によるインセンティブの付与（家庭用高効率機器購入補助制度など）、環境保全にかかる持続可能な起業への支援、民間活力の導入、
- B) 環境への配慮を優先した行政システムの構築
グリーン調達、環境マネジメントの実行、環境最優先の視点での財政の検討
環境に配慮した事業の推進
- A) 事業活動における環境配慮
エコオフィス・エコストア認定の取得、環境マネジメントシステムの構築と実行
（ISO14001、エコアクション 21、エコアップ宣言など）
- B) 環境配慮製品の普及促進
新エネルギー機器、省エネラベル機器に関する積極的な情報提供
- C) 有害化学物質の環境リスク軽減
情報共有のためのデータ整理、リスクコミュニケーション、環境活動報告
- D) 市民・行政・事業者間の協働事業の推進
環境 NPO 活動への参加・支援、事業者間の意見交換および循環型産業形成

各主体の環境活動への参加のしくみづくり【推進体制】

- 市民・民間団体・事業者・行政の各主体及び協働による行動計画の策定・実行
- A) 『（仮）かわごえアジェンダ 21』の策定と実行
- B) シンクタンクとしての市民会議の組織化
環境情報の共有
- A) 川越市環境基本計画・（仮）かわごえアジェンダ 21 の進捗管理
『かわごえの環境』『（仮）かわごえアジェンダ 21 報告書』の作成
『かわごえ環境活動報告集』の編集
- B) ホームページの充実による情報交換の活発化
あらゆる人が情報提供、情報交換できるブログの作成、メーリングリストの作成
環境活動の活性化
- A) 退職者等のまちづくりへの参画
高齢者、団塊の世代を活用したまちづくり制度、男女共同参画の方策の検討
- B) かわごえ環境ネットの活性化
行動計画の策定、協働事業の委託、調査の委託
- 環境教育の推進
- A) 学校・生涯教育での環境教育の推進
環境学習の拠点づくり、教育プログラムの作成と実施、指導者への教育、イベントの実施、講師派遣、楽しく観察できる自然観察会

おわりに

本報告書をもとに、かわごえ環境ネットでは、第二次川越市環境基本計画の策定（主に、（仮称）かわごえアジェンダ 21 の内容検討と進行管理のかわごえ環境ネットとしての立場の検討、さらに、行政が提示する施策内容についての提案）に向けての組織を早急に立ち上げる必要がある。川越市においては、本報告書の内容をふまえ、今後の（仮称）第二次川越市環境基本計画の策定に際して、今後、本会がとるべき具体的な作業とその手順についての話し合いを行うとともに、川越市長、ならびに環境政策課、政策企画課の担当者との直接の話し合いの機会の確保をお願いしたい。

2) パブリックコメント

平成 18 年 7 月 1 0 日～8 月 9 日かけて「第二次川越市環境基本計画（素案）」に関する意見募集を行ったところ、5 名から 28 件の意見が寄せられた。

意見一覧

NO.	項目	市民意見内容
1	市の施策全般 施策 12	市民と協働による計画の推進を図るため、パブリックコメントの条例化・自治基本の条例化の方策を示してほしい。
2	全体的	数値目標がもっと具体的に示されると良いのではないか。
3	全体的	目標値設定の根拠を明らかにし、進行管理などが評価できるようにしておくべきである。
4	全体的	冊子を何人に読ませることを想定しているのか。もう少し簡素にできないか。
5	全体的	市民にどのような手段で周知させるのか。
6	全体的	第一次計画のどの部分が計画のとおり進んだと評価されたとなっているのか。
7	全体的	施策内容の担当部署を明示してほしい。
8	全体的	具体的取組については、意識改革に関する記述が多いため、施策 1 1 にまとめてしまった方が良いのではないか。
9	施策 1 施策 11	地球温暖化防止を図るため、市民が取り組める省エネ活動を各公民館等で紹介するような活動の強化を希望する。
10	施策 1	地球の温暖化がこの 100 年でどのような原因で、どれだけ進んでいるかを示してほしい。
11	施策 1	環境にやさしい新エネルギーが開発されており、調査して方策を示してほしい。
12	施策 1	川越の地勢・気候を活用した自然エネルギーの導入方策を示してほしい。
13	施策 2	P46 の一人一日あたりのゴミ排出量は平成 27 年度でなぜ増加となるのか。
14	施策 2	ごみについて減量化・分別化の徹底を図り、リサイクルの方策を示してほしい。
15	施策 2	環境のため、焼却を最小限にする方策を示してほしい。
16	施策 2	廃棄物（の発生原因）は、発生原因者の責任で処理する方策を示してほしい。
17	施策 2	管理者（すべての公共公益施設・個人所有管理敷地等）は、管理者の自己でごみ処理や環境の創生、保持する責任の方策を示してほしい。
18	施策 3	高齢者の自家用自動車の利用抑制と低公害車利用への誘導の方策を示してほしい。
19	施策 3	川越駅西口より所沢街道への道について、安全な歩道を整備してほしい。
20	施策 4	化学物質の使用者、農薬使用者等に自己責任のもと、管理と報告を義務づける方策を示してほしい。
21	施策 6	湧水環境に影響する開発行為の規制と保水涵養の方策を示してほしい。
22	施策 7 その他	農地と隣接しており、土埃、肥料のにおい、農作業機具の音が気になることがある。農地と住環境のバランスを取るためのガイドラインづくりを望む。
23	施策 7 施策 8 施策 10	都市計画法（市街化区域と市街化調整区域）に基づく区域区分（昭和 45 年 8 月 25 日告示）時点の全市域の緑地面積に対して現在の緑地面積を示し、その保全や創出の方策を示してほしい。
24	施策 10	農地の休耕地、駐車場、学校校庭、河川敷のグラウンド等、地肌の緑化方策を示してほしい。
25	施策 10	宅地の面積当たりの緑地率の方策を示してほしい。
26	施策 10 施策 11 施策 12	川越駅近くに公園、図書館、コミュニティー施設を造っていただきたい。
27	施策 12	施策 12 は、第二次計画の目玉である。市民参加のしくみづくりや透明性の確保については、広報等を活用するといった実効性のある方策を明記すべきではないか。
28	その他	川越駅西口にショッピングモールや飲食街をつくり活性化してほしい。

項目別分類

1 つの意見で複数の項目に該当しているものがあるため、合計件数は 34 件である

市の施策全般に関すること	1 件
素案の全体的なことに関すること	7 件
施策 1 地球温暖化対策の推進に関すること	4 件

施策 2	資源循環型地域社会の形成に関する事	5 件
施策 3	人と環境にやさしい交通体系の確立に関する事	2 件
施策 4	化学物質の拡散防止に関する事	1 件
施策 5	身近な水辺環境の保全に関する事	0 件
施策 6	湧水の復活（水の循環）に関する事	1 件
施策 7	武蔵野の面影を残す自然的環境の保全に関する事	2 件
施策 8	身近な生き物の生育環境の保全・創造に関する事	0 件
施策 9	歴史的文化的遺産の継承に関する事	0 件
施策 10	都市のうらおいの創造に関する事	4 件
施策 11	環境教育・学習の推進に関する事	2 件
施策 12	協働のしくみづくり・人づくりに関する事	3 件
その他	（環境基本計画素案以外に関する事など）	2 件
合計		34 件

4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

平成 18 年 9 月 25 日
条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 8 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本方針等（第 9 条 - 第 12 条）

第 3 章 環境の保全に関する施策（第 13 条 - 第 27 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 28 条 - 第 30 条）

第 5 章 川越市環境審議会（第 31 条）

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

私たちのまち川越は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的又は文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により今日まで発展を続けてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等それぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全（良好な環境の創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、市、市民、事業者及び民間団体（市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働の下に積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（民間団体の責務）

- 第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、その活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（滞在者の責務）

- 第8条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞りに伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本方針等

（施策の基本方針）

- 第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 地域の特性を生かした都市景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用により、快適な都市環境を創造すること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を推進し、及び地球温暖化の防止、オゾン層の保護等を図ることにより、地球環境保全に資する社会を構築すること。
- (5) 市、市民、事業者及び民間団体が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成す

ること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、川越市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第31条第1項に規定する川越市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する施策

(環境影響評価)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮ができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設及び公園その他の自然との触れ合いを図るための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の確保)

第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観の形成等)

第18条 市は、地域の特性を生かした快適な都市環境を確保するため、良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進等)

第19条 市は、市民、事業者及び民間団体が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第20条 市は、環境の保全に関する施策について、市民、事業者及び民間団体と協働して、これを推進していくものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、環境の保全に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 22 条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 23 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

第 25 条 市は、環境の保全に関する施策について、総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(環境管理等)

第 26 条 市は、自らが環境管理（環境の保全に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。）及び環境監査（環境管理の状況についての監査をいう。以下同じ。）を実施するとともに、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 27 条 市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 28 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

(資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等)

第 29 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び民間団体による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(新エネルギーの活用)

第 30 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、新エネルギーの活用に努めるとともに、市民、事業者及び民間団体による新エネルギーの活用が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 5 章 川越市環境審議会

(川越市環境審議会)

第 31 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、川越市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 25 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項及び第 31 条並びに次項の規定は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

2 川越市環境審議会条例（平成 6 年条例第 18 号）は、廃止する。

5 用語解説

【アルファベット】

BOD

生物化学的酸素要求量。水中の微生物により有機物が酸化・分解される際に酸素が消費されることから、有機物により汚濁が進むと、微生物が求める酸素の量も増える。

CO

一酸化炭素。主に物の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすと言われている。

ESCO 事業

事業所のエネルギー消費を全体的に調べ、エネルギー効率向上の対策を請け負う事業。効率向上の成果に沿って報酬がもたらされる。

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。

NO₂

二酸化窒素。物の燃焼により NO が発生し、大気中で酸化されて NO₂ となる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼす恐れがあると言われている。

PCB 廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCB は電気機器、熱媒体、ノーカーボン紙に広く使われたが、毒性が強く、分解しにくく、生体に蓄積することから、現在では製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管する PCB の廃棄処理が決められている。

pH

水素イオン濃度。酸性やアルカリ性を示す指標で、7 が中性、7 未満は酸性、7 を超えるとアルカリ性を示す。

SO₂

無色、有刺激臭の有毒な気体で、人体の粘膜質、特に気道を刺激する。亜硫酸ガスとも言い、硫黄分の燃焼に伴って生じる。

SPM

大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われている。

SS

浮遊物質量。水中に浮遊する直径 2mm 以下の固形物を示す指標。

VOC

揮発性有機化合物。常温常圧で揮発する有機化学物質の総称で、洗剤や溶剤、燃料等に広く利用されている。公害や健康被害をもたらす。

【ア行】

アイドリング

自動車や機械が止まっている時に、エンジン等を動かしていること。

亜硝酸・硝酸性窒素

ここでは、水中に溶け込んだ NO_2 、 NO_3 を意味する。血液中のヘモグロビンに作用して健康被害を生じさせる。

アスベスト

石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40年程の潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。

アメニティ

心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。

一般廃棄物

廃棄物処理法の定めで産業廃棄物に該当しない廃棄物。家庭やオフィスのごみが主である。

エコアクション 2.1

規模の小さな組織に向けて、ISO14001 をベースとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム。

エコストア・エコオフィス

簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。

エコチャレンジスクール

ISO14001（環境 ISO）を模した学校教育プログラム。環境保全の身近な行動について目標を立て、実践と検証を行う。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に配慮した農法に取り組んでいる農業者で都道府県が認定した者。

エコマーク

身近な商品の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられている。（財）日本環境協会が認定事業を行っている。

オープンスペース

都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。

オキシダント

光化学スモッグの原因物質で、オゾン・PAN 等の総称。大気中の NO₂ や HC が強い紫外線により光化学反応を起こして発生する。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、また一部の熱を再放射して、地表面の温度を高める効果をもつ気体（ガス）。二酸化炭素、メタン、フロン等がある。

【カ行】

街区公園

都市公園法が定める公園で、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて浄化処理する設備。

環境カウンセラー登録

環境省が進めている事業で、市民や事業者等に対して環境保全に関する助言を行う人材を登録し、人材活用を図る制度。

環境基準

環境基本法第 16 条で、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

環境基本法

国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月に施行された。

環境指標

環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては、環境基本法に定められた環境基準がある。

環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第 44 条に基づき設置される機関。

環境負荷

汚染に代表されるような、環境に悪影響を与える働きのこと。

環境マネジメントシステム

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

環状道路

都市の中心を囲むように造られた道路。

緩衝緑地

公害防止や景観保全のため、道路や工場等の周囲に設けられる緑地。煙の防止、防音、景観の向上等の効果が期待される。

共生

人の営みが自然環境を荒廃させることなく、全体の調和が保たれること。

京都議定書

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第一約束期間（2008～2012年）の間に、先進国等に対して温室効果ガスを 1990 年比で一定数値（日本は 6%）以上削減することを義務付けた、国家間の合意文書。

近隣公園

都市公園法が定める公園で、主に近隣に居住する者の利用を目的とする。

グリーン購入

素材から製造、利用、廃棄にいたる様々な部分で、有害性や資源消費などの環境への負荷が減らされるように配慮を行った製品を優先的に購入すること。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。

広域幹線道路

市域を超える広い地域にわたる、主な道筋として位置付けられた道路。

合流式下水道

下水道で、汚水と雨水を同じ管で流す方式。

小江戸

江戸時代に栄え、その伝統や文化が現在まで受け継がれているまち。

こどもエコクラブ

地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる、幼児から高校生までの環境活動クラブで、環境省が支援している。

【サ行】

催奇形性

胎児の奇形を生じさせる性質。

最終処分場

ごみに焼却や分別等の処理を行ったものや、直に運び込まれた廃棄物を処分する場所・施設・設備。本市では小畔の里クリーンセンターと、市外の処分場を利用している。

埼玉県環境アドバイザー

埼玉県が進めている事業で、環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。

埼玉県環境教育アシスタント

埼玉県が進めている事業で、小・中・高校における環境教育やこどもエコクラブの環境保全活動を支援する指導助言者を登録する制度。

酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。

資源循環型

開発・入手した資源を使い捨てにしないで、再利用や再生により、繰り返し活用すること。

市民農園

生活の楽しみや健康づくり等のために野菜や花を栽培する場として、農業者でない人々に提供される農地。

市民の森

緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね 3,000 平方メートル以上の雑木林等が対象。

住区基幹公園

都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

住工混在地区

一般住宅と工場等が混じりあって立地しているところ。公害防止や防災、交通安全等に関して問題が生じやすい。

新エネルギー

石油代替エネルギーとして「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令により定められている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス燃料製造などがある。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿を除いたすべての排水を指す。

生産緑地

生産緑地法が定める農地で、市街化区域においてオープンスペースとしての機能を活かすため、転用に関する制限を課すことで農地として認める制度。

生態系

あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合した系（システム）。

【夕行】

ダイオキシン類

極めて毒性の強い有機塩素系化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル。

多自然型

自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。

地球温暖化

人間の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地球環境問題

地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。

地区計画

一定の地区において、住民が主体となって、まちづくりの計画を考えるための制度。

中核市

政令指定都市の他に、人口 30 万人以上の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。

低水護岸

流水や雨、あるいは波の作用によって高水敷が侵食されないよう、河岸にコンクリートブロックや自然石を張ったもの。

伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。

登録有形文化財

届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後 50 年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。

都市景観協定

一定の地区において、住民の自主的な協議によって、景観に関する配慮事項を定めるための制度。

都市景観重要建築物等

川越市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を指定する制度。

都市・生活型公害

特定の工場ではなく、都市の活動や住民の生活に起因する公害。

【ナ行】

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が認定した農業者。農業経営の規模拡大、経営の合理化等の経営改善計画を市町村に提出し、認定されると農業制度資金の低利融資などの特例が受けられる。

ネイチャーゲーム

自然を相手に遊ぶことを通して、自然と共存することの大切さを学ぼうとする方法のひとつ。

ネットワーク

構成要素が連結され、網のようにつながっていること。

農業集落排水処理施設

農業集落のし尿や生活雑排水を、集落全体で処理するために整備する浄化槽や配水管等の施設。

【ハ行】

パークアンドライド

駐車場まではマイカーを使い、そこで公共交通や自転車に乗り替えて目的地に行くこと。市街地や観光地の自動車を減らす効果が期待される。このための交通基盤や制度をパークアンドライドシステムと呼んでいる。

パートナーシップ

様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

八都県市指定車

関東の8つの都県市が、八都県市低公害車指定制度により指定した低公害車。

ヒートアイランド

都市の気温が周辺部よりも上昇する現象。エネルギー利用に伴う発熱と、建造物の蓄熱が原因。地表の等温線が島状になる。

ビオトープ

野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。

フロンガス

冷蔵庫等の冷媒や電子部品の洗浄用等に広く使われていた化学物質。オゾン層を破壊するため、国際的な削減策が進められている。

ポケットパーク

市街地の中で、休息の場の確保や景観の向上等の広場的機能をもつ小規模な公園。

保存樹林

緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認めたものを、川越市緑化推進要綱により指定している。

ホルムアルデヒド

刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。

【マ行、ヤ行】

民間団体

行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

モニタリング

日常的、継続的に監視を行い、記録に残すこと。

有機塩素系化合物

塩素を含む有機化合物の総称で、溶剤や農薬等のために人工的に製造されるものが多い。代表的なものとしては、トリクロロエチレン、ダイオキシン類、PCB等。

【ラ行、ワ行】

リサイクル

廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。

リスクコミュニケーション

主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。

リデュース

ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。

リフューズ

すぐに捨ててしまうような不要なものを使わないこと。

リユース

不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。

歴みち事業

歴史的地区環境整備街路事業の略称。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備。

レッドデータブック

絶滅の恐れのある生き物の一覧と、それぞれの生息状況をまとめた資料。